

「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」
 (平成 13 年 4 月 17 日農林水産技術会議決定) の改正ポイントについて(案)

検討方針

大綱的指針関係

平成 13 年 11 月 28 日に改訂された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(以下「大綱的指針」)は、研究開発に関する評価について基本的方針を示したガイドラインであり、「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」(以下「農水省評価指針」)は、それを踏まえて農林水産技術会議が行う具体的な評価内容等を定めたものである。

現行の農水省評価指針は、改訂後の大綱的指針にも概ね沿っているものであるが、一部について以下の方針で見直しを検討した。

- 1 評価方法等具体的な内容に関するものについては、農水省評価指針を大綱的指針に沿って修正するが、大綱的指針のうち一般論として記述されているものについては記載しない。
- 2 独立行政法人の機関評価及び研究者の業績評価については、別途評価が行われることから、従来どおり農水省評価指針に記載しない。
- 3 なお、昨年の農水省評価指針決定後の経緯に関する記述で、必要なものは記載する。

政策評価法関係

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」と上記大綱的指針は、基本的に目指す方向を同じくするものであり、大綱的指針に沿って農水省評価指針を見直すことにより整合性は図られる。



農水省評価指針改正の主なポイント

1 研究分野及び研究制度についての事前評価の実施

〔 研究・技術開発戦略の策定前及び新たな研究制度の創設前に事前評価を行うこと。 〕

2 研究課題の評価の時期の改定

〔 現行の評価時期(6種)については、大綱的指針等を踏まえ事前評価、中間評価及び事後評価とすること。 〕

3 競争的資金による課題の評価に係る事項の追加

〔 直轄で行う競争的資金制度の創設に伴い、競争的資金による課題の評価を行うこと。 〕